

Sマーク認証の追加基準

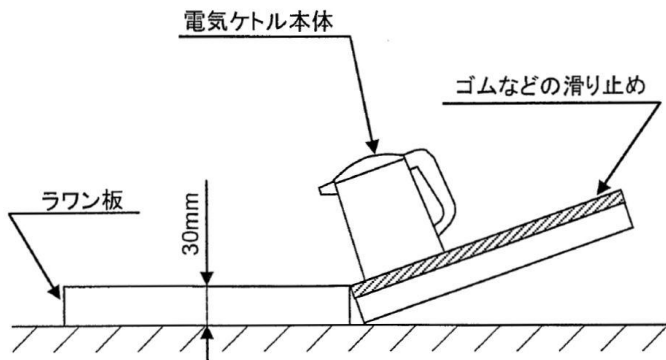
電気湯沸器（電気ケトル及び電気ポット）の転倒流水対策に係る取扱運用

【運用】

可搬型の電気湯沸器（いわゆる電気ケトル^{注1}及び電気ポット^{注2}）にあつては、以下の方法により転倒流水試験を行ったとき、各方向とも流出水量の値が50mL以下であること。

●試験方法

1. 給湯ロック機構を有する製品は、ロック機構を作動させ、弁が閉じた状態で試験を行う。
2. 定格容量の水を入れ、定格電圧を加えて湯を沸かし、沸騰後（通電停止後）の製品重量を測定する。（電気ポットにあつては、定格電圧を加えて水温がほぼ一定となった後の製品重量を測定する。）
3. 沸騰（通電停止後）から15秒経過後（電気ポットにあつては、定格電圧を加えて水温がほぼ一定となった後）に下図に示すような水平に保ったゴムなどの滑り止めのある台の上に製品本体（電源コードや専用のスタンド(電源プレート)が分離できるものにあつては、これを取り外す)を載せ、静かに台を傾けて行き、厚さ30mmのラワン板上に転倒させる。
4. 転倒から10秒経過後、速やかに製品をはかりに移動し、製品重量を測定する。
5. 転倒前後の製品重量の差を湯の流出水量とする。
6. 転倒方向は、注ぎ口に対して前後左右の4方向とし、一つの転倒方向での試験が終わった後、他の方向のそれに影響を与えない状態（例えば、電気ポットのベローズ内の湯や、電気ケトルの蓋部の蒸気通路内の湯は出し切る。また、電気ケトルにあつては各方向の転倒前には、再度沸騰させる等）で行う。このとき、上向きになる持ち運び用の取っ手を有するものは、取っ手を上向きにしておく。



図：転倒流水試験の方法（電気ケトルの例）

注1：JIS C 9213に基づく普通形電気ポット（保温機能を有さないもの）
またはJIS C9335-2-15に基づくコードレスやかん

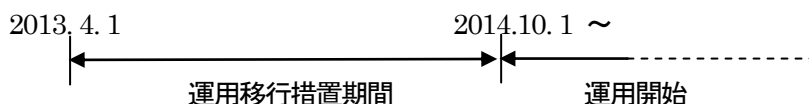
注2：JIS C 9213に基づく自動形電気ポット（保温機能を有するもの）
またはJIS C9335-2-15に基づく電気保温ポット

【角解説】

電気ケトルが使用者の不注意等により転倒した際、容器内のお湯が流出して火傷に至る事故が顕在化していることから、特に乳幼児のやけど事故の未然防止を目的に、JIS C 9213 (1988)「電気ポット」の転倒流水試験及びそれをもとに策定された日本電機工業会自主基準 HD-127 (2010)「電気ケトルの転倒流水対策に関する自主基準」を準用し、電気ケトル（保温機能を有さないもの）及び電気ポット（保温機能を有するもの）について、転倒流水試験をSマーク認証基準として新たに追加するものである。

なお、JISでは自動形電気ポットのうち、ポンプ式にのみ適用することとしているが、製品として危険性が同一と見なせる一般式及び落下式についても適用範囲を広げている。また、今回は特に大幅な設計変更が必要となることが想定されること等から、1年半の運用移行措置期間を設けることとした。

【運用開始スケジュール】



以上